

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管理 種別 番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁		
1210010	国土交通省	Smart Wellness City実証 研究特区 (中心市街地のまちなか 居住環境の推進)		・社会資本整備 総合交付金交付 要綱	・社会資本整備総合交付金により、都市公園における公園施設、駅前、官公庁施設、病院等を結ぶ遊歩、市街地等としての町屋の再活用、市街地住宅としての新しい町屋提案、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、総合的な景観形成等を図るためのまちづくりに必要な幅広い公共公益施設等の整備等について、総合的な支援措置を講じているところ。	D	・平成23年度概要要求において、社会資本整備総合交付金について要求しているところ。	(項) 社会資本整備総合交付金 (目) 社会資本整備総合交付金	2,200,000,000千円の内訳	-	1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区 (中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法に基づく健康増進計画に位置付け、都市計画(地区計画及び開発行為の許可等)とのセットで、市街地の機能的なバリアフリー化を図る場合の地区計画上の公共施設(道路・公園等)整備に対する支援。まちなか居住(町屋再生・パティオ型コーポラティブ住宅等)及び景観形成等のための整備費・ソフト事業等の総合的な支援。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の機能的なバリアフリー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等) 三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。	都市計画法、健康増進法	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、貝岡市、新潟市、三条市、岐阜市、京浜大学	厚生労働省 国土交通省	
				・社会資本整備 総合交付金交付 要綱 ・都市再生特別 措置法等	社会資本整備総合交付金により、市街地のバリアフリー化、まちなか居住の推進としての町屋の再活用、市街地住宅としての新しい町屋提案、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、総合的な景観形成等を図るためのまちづくりに必要な幅広い公共公益施設等の整備等について、総合的な支援措置を講じているところ。	D	・平成23年度概要要求において、社会資本整備総合交付金について要求しているところ。	(項) 社会資本整備総合交付金 (目) 市街地整備総合交付金 (目) 地域住宅支援総合交付金	2,200,000,000千円の内訳	-									運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の機能的なバリアフリー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等) 三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。
				・都市再生特別 措置法等	環境配慮型のまちづくりについては、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強化し推進するため平成20年度に「計画書、コーディネート、社会実験、実証実験」を対象とした先導的都市環境形成促進事業補助金を創設し、また、都市環境対策をより効率的・効果的に推進する都市環境技術の開発を促進するため、平成21年度に都市環境形成促進調査を創設したところ。	D	先導的都市環境形成促進事業費補助については、包括的な環境対策をさらに強化するため、先導性の高い取組に重点化して支援するとともに、補助対象の事業主体に協議会を追加する等の取組を行う。また、都市環境形成促進調査については、まちづくりにおいて低炭素化を実現する仕組みを早期に構築するため、新たに、「①都市・街区におけるO2排出評価、②エネルギーの節約利用、③環境対応車の活用、④下水熱利用によるまちづくり」の分野を拡充し、官民連携のもと国が調査及び社会実験、実証実験を行う。	(項) 地球温暖化防止対策費 (大事項) 地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費 (中事項) 都市・地域整備局地球環境問題等総合調査等経費 (小事項) 先導的都市環境形成促進事業	680,000千円	-									運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の機能的なバリアフリー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等) 三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。
				・高齢者等居住 安定化推進事業 交付要綱	高齢者居住安定化推進事業により、「中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備」について、支援措置を講じているところ。	D	「高齢者等居住安定化推進事業」では、以下の事業において、その整備費の一部について国の補助を受けることができる。 ・生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅の整備 ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一體的な整備 平成23年度概要要求においても、本事業について要求しているところ。	(項) 住宅対策事業費 (目) 住宅市街地総合整備促進事業費補助 (目細) 市街地住宅関連事業推進補助	35,000千円の内 訳	-									運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の機能的なバリアフリー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等) 三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。
				・社会資本整備 総合交付金交付 要綱	社会資本整備総合交付金により、「街並みづくり、小路再生、景観デザイン」等の総合的な景観形成に関する事項について、支援措置を講じているところ。	D	・平成23年度概要要求において、社会資本整備総合交付金について要求しているところ。	(項) 社会資本整備総合交付金 (目) 市街地整備総合交付金	2,200,000,000千円の内訳	-									運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の機能的なバリアフリー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等) 三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。